

大野市告示第 1 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この字の区域の変更は、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成 2 4 年 7 月 5 日

大野市長 岡田高大

次の区域を西大月 8 字高木に編入する。

大字	字	地番
太田	1 8 字来現	1 の 2    2 の 2    2 の 5